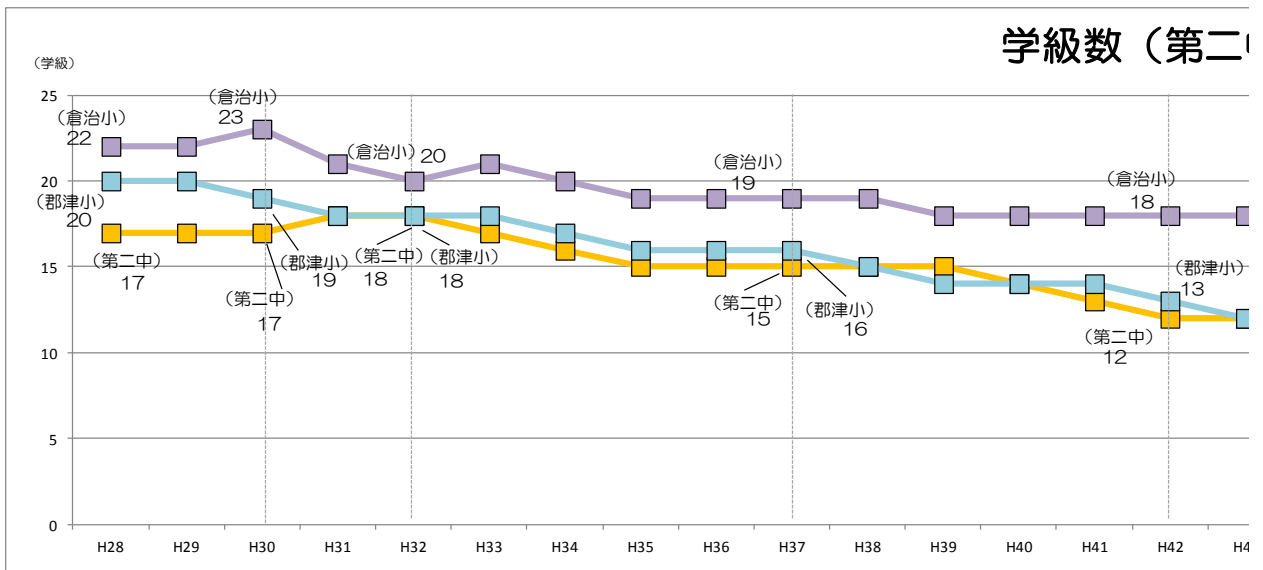
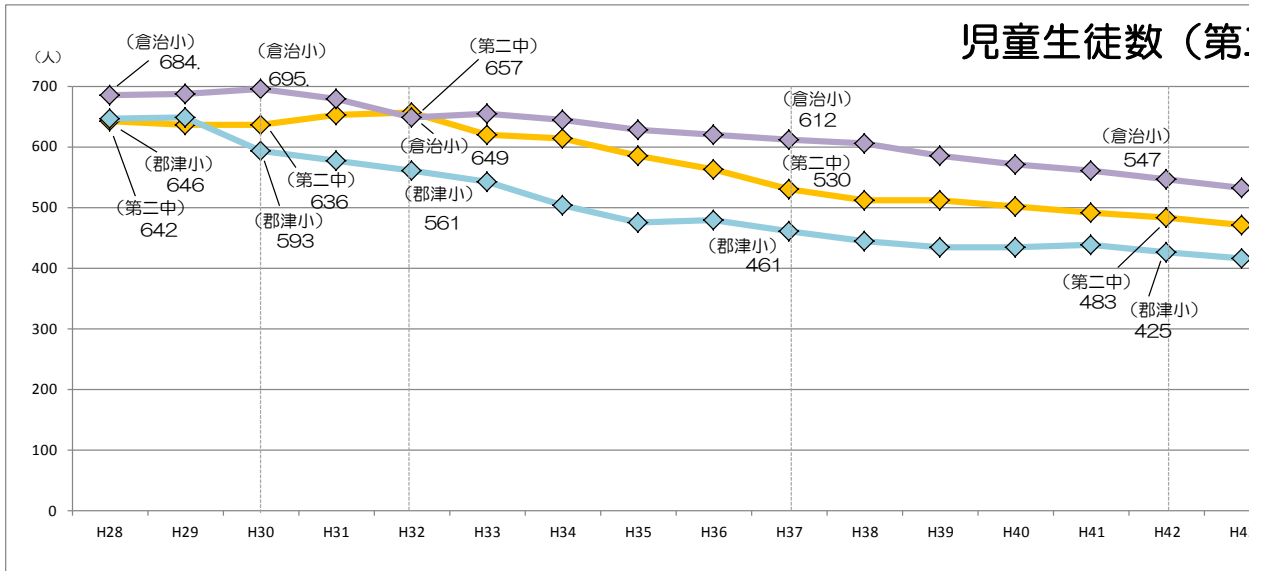


資料 3 2 第二中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計



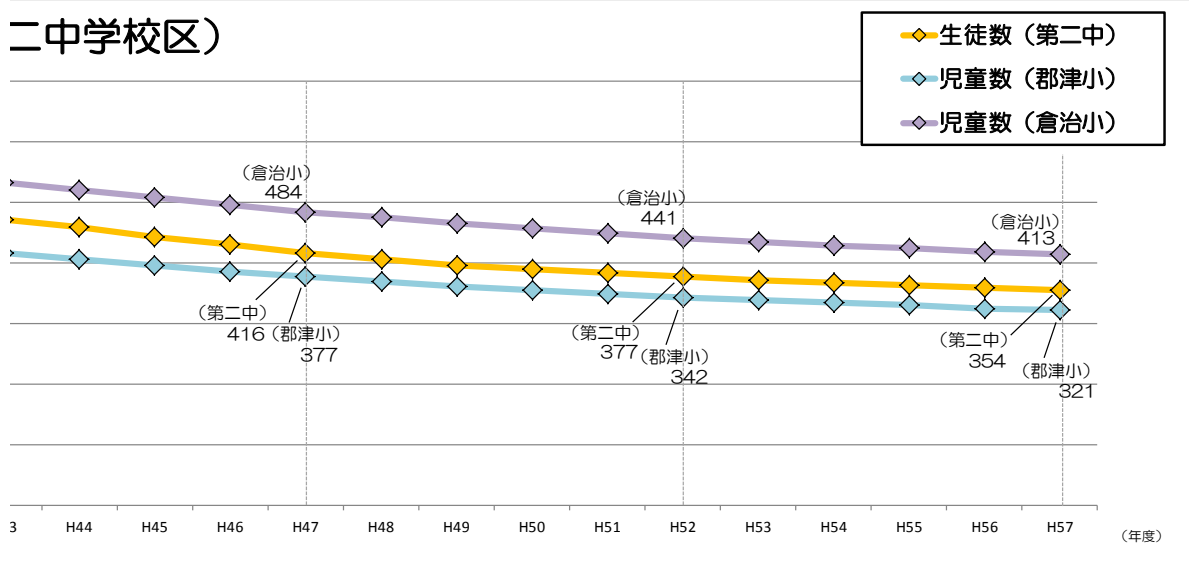
	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第二中学校	生徒数	642	636	636	652	657	620	613	586	562	530	511	511	501	492
	学級数	17	17	17	18	18	17	16	15	15	15	15	15	14	13
郡津小学校	児童数	646	649	593	576	561	543	504	475	479	461	445	434	434	438
	学級数	20	20	19	18	18	18	17	16	16	16	15	14	14	14
倉治小学校	児童数	684	688	695	678	649	655	644	627	619	612	606	585	570	561
	学級数	22	22	23	21	20	21	20	19	19	19	19	18	18	18

※H28～H30については、各年5月1日の実数

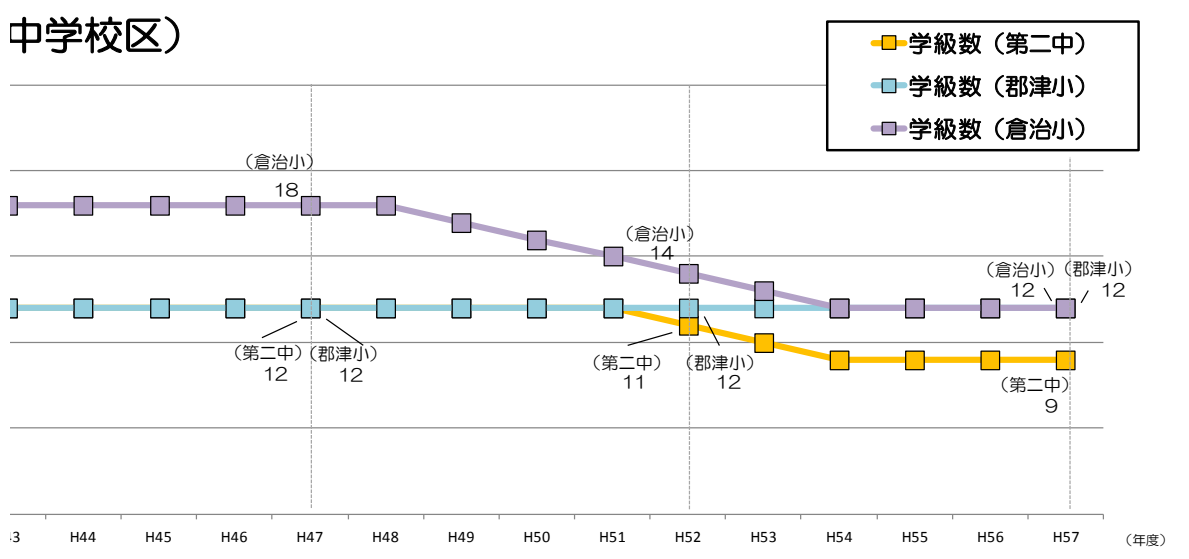
※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

二中学校区)



中学校区)

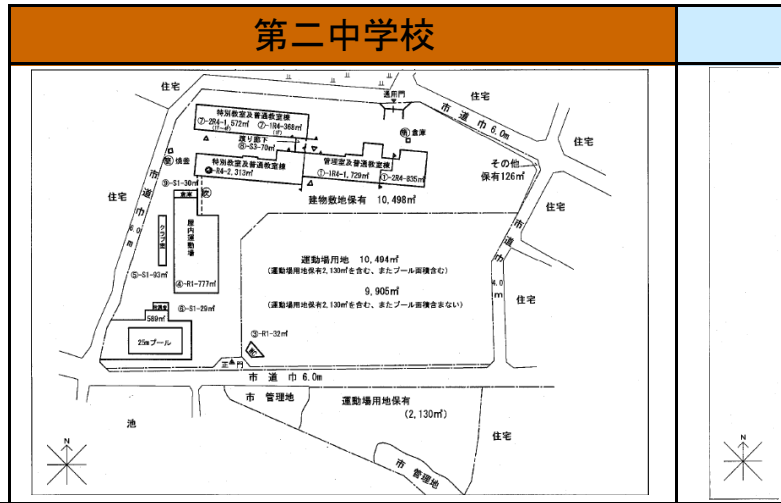


年度	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
生徒数	483	471	458	443	430	416	405	396	390	384	377	371	366	362	358	354
学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	10	9	9	9	9
児童数	425	415	405	395	386	377	369	361	354	348	342	338	334	330	325	321
児童数(第二中)	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
児童数(郡津小)	547	532	519	507	495	484	474	465	456	448	441	435	429	423	418	413
児童数(倉治小)	18	18	18	18	18	18	18	17	16	15	14	13	12	12	12	12

学校規模適正化基本方針 (望ましい学校規模について)

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2~4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

資料 3 3 第二中学校区の学校施設の諸元



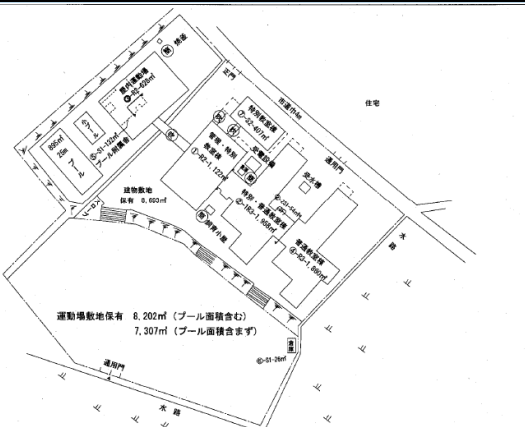
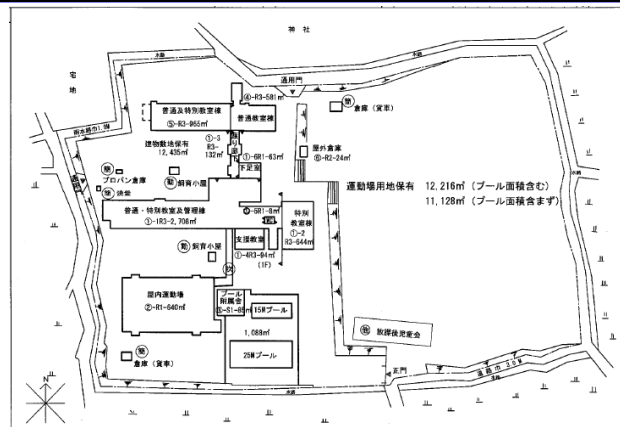
敷地面積		21,118㎡
運動場面積		10,494㎡
延床面積		8,094㎡
建築年度	校舎※1	1972(S47)年 (建築後46年)
	体育館	1972(S47)年 (建築後46年)
長寿命化判定	校舎	○
	体育館	×
長寿命化した場合の残存年数	校舎	34年 (建替時期:平成64年)
	体育館	—
健全度評価※2	校舎	65
	体育館	80

※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000㎡以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \dots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = 校舎の健全度$$

郡津小学校	倉治小学校
	
16,895m ²	24,651m ²
8,202m ²	12,216m ²
6,294m ²	6,024m ²
1967(S42)年 (建築後51年)	1974(S49)年 (建築後44年)
1970(S45)年 (建築後48年)	1974(S49)年 (建築後44年)
○	○
○	×
29年 (建替時期:平成59年)	36年 (建替時期:平成66年)
32年 (建替時期:平成62年)	—
47	79
75	31

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)
評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいくほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

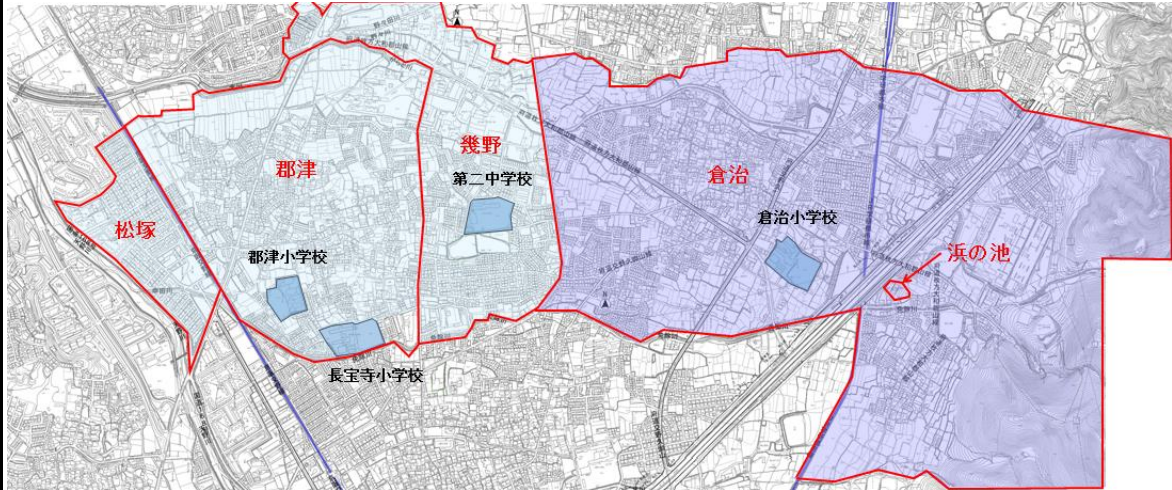
A: 概ね良好

B: 安全上、機能上、問題なし

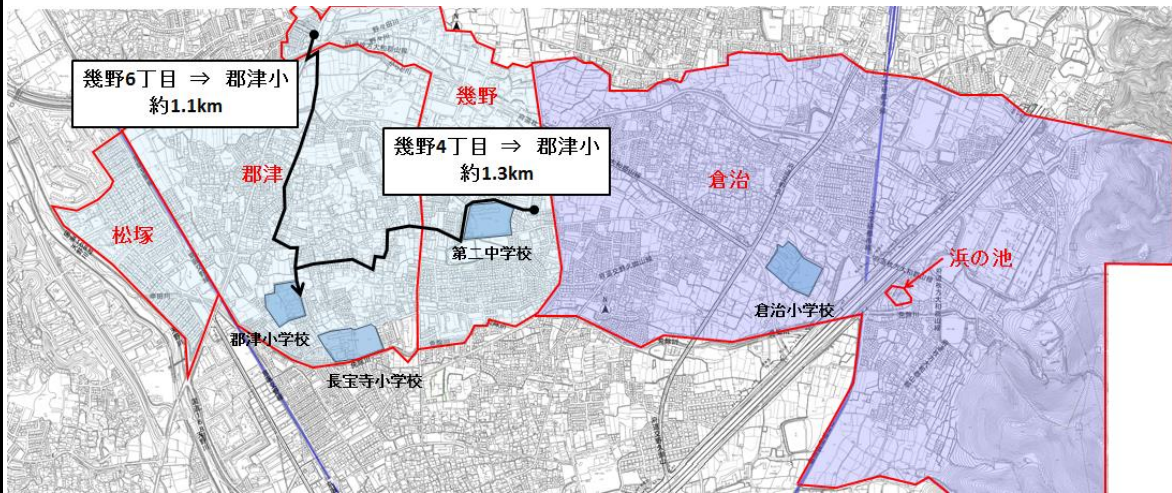
C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

(1) 第二中学校区の地区図・小学校区図



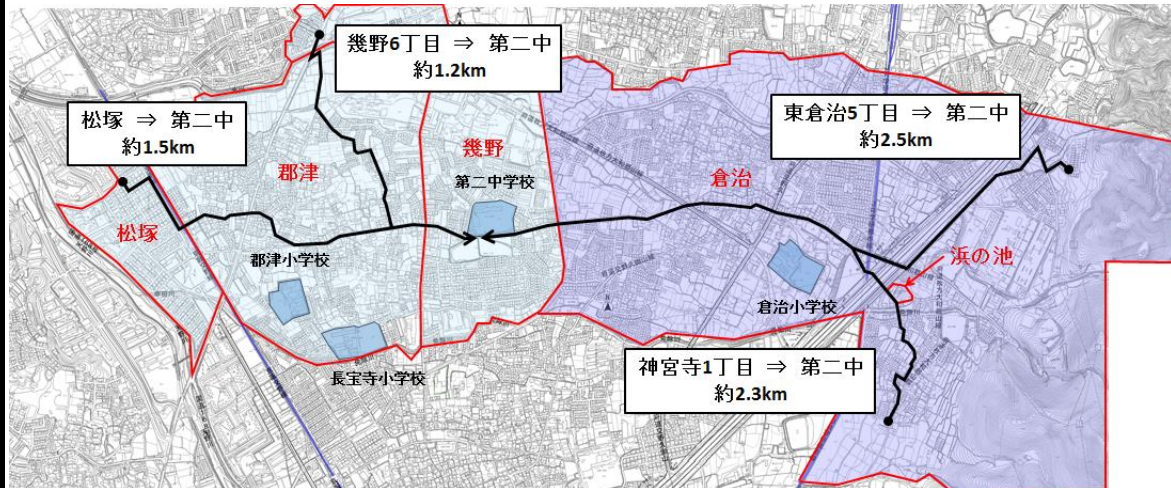
(3) 郡津小学校への通学距離



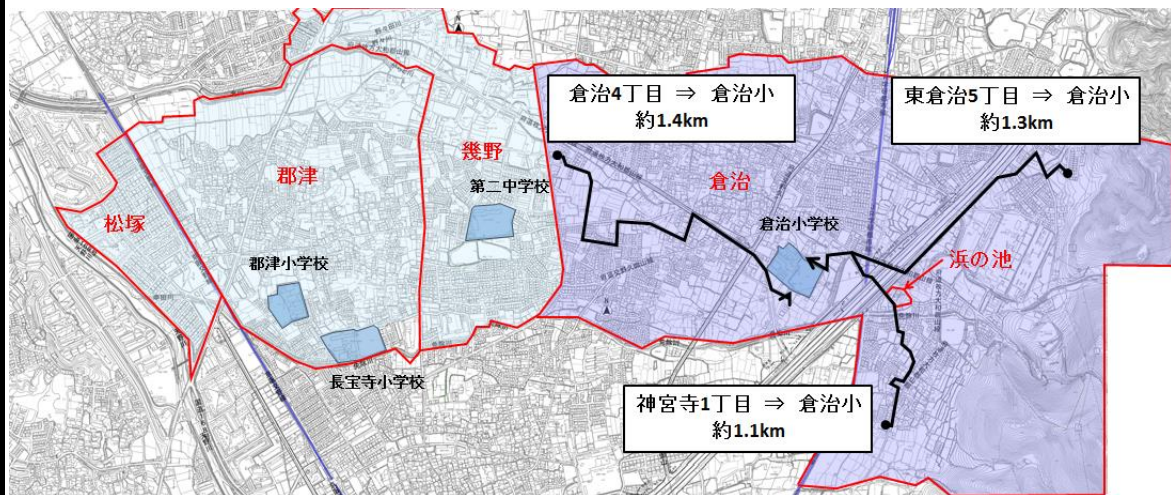
【地域の課題】

郡津地区・・・大部分は郡津小学校区であるが、一部長宝寺小学校区である。

(2) 第二中学校への通学距離



(4) 倉治小学校への通学距離



学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

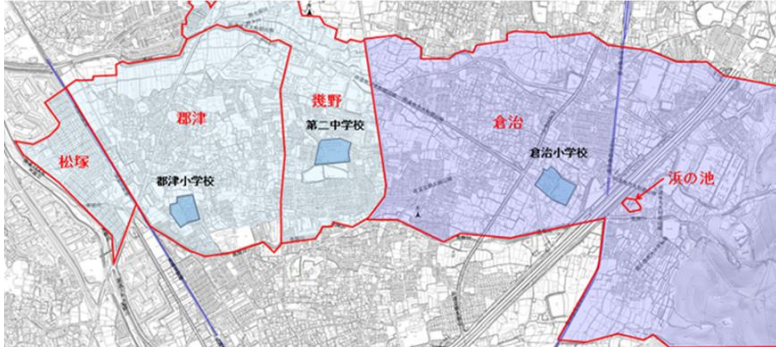
小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

資料35 第二中学校区の適正配置案（一覧表）

案名称	現状の課題	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
現状維持案	※第二中学校区の各学校は今後も適正な学校規模で推移する見込み。	現状の学校配置の維持	—	・平成57年度まで、適正な学校規模を維持する見込みである。	・小中学校間の距離が遠いことから、小中一貫教育を行う上で、教職員や児童生徒の移動がしにくい。
小中学校案(1)	① 学校施設の老朽化 ※①については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	郡津小学校区及び倉治小学校区にそれぞれ施設一体型小中一貫教育実践校を設置	郡津小学校敷地及び倉治小学校敷地	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境となる。 ・中学校までの通学距離が短くなる地域が多い。 ・現状の小学校区に変更がなく、地域コミュニティへの影響が少ない。	・(新)小中学校で、現郡津小学校区の中学校、現倉治小学校区の中学校が適正規模を維持できなくなる見込み。
小中学校案(2)		郡津小学校・倉治小学校・第二中学校を統合	第二中学校敷地	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境となる。	・(新)小学校の学校規模が適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.5km) (小学生の通学距離が延びる地域が多い。)

資料 3 6 第二中学校区の適正配置案（配置図）

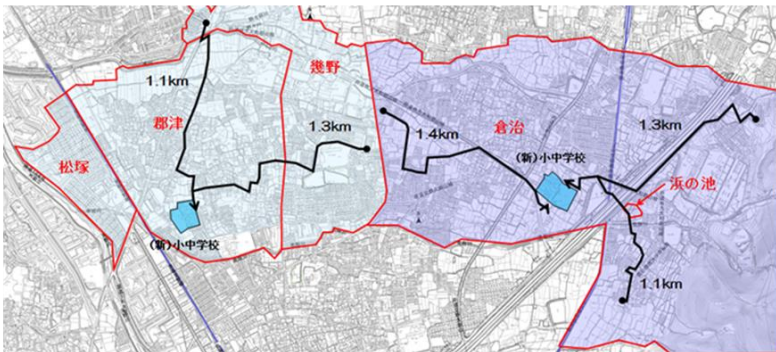
現状維持案



【現状維持案の概要】

- ・現状の学校配置を維持

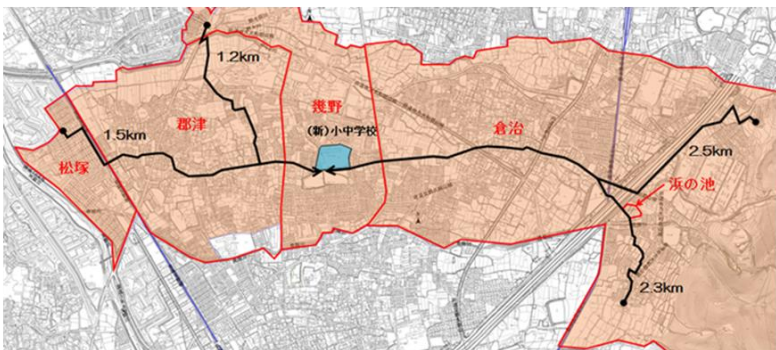
小中学校案(1)



【小中学校案(1)の概要】

- ・現状の郡津小学校区、倉治小学校区をそれぞれ小中学校区として、各小学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校案(2)



【小中学校案(2)の概要】

- ・郡津小学校・倉治小学校・第二中学校を統合し、第二中学校敷地に新しい小中学校を設置

資料 3 7 第二中学校区の学校適正配置案の評価表

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の 学校配置	現状維持案	小中学校案(1)	小中学校案(2)
				統合後の敷地	
				郡小及び倉小	二中
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	◎	◎	×	×
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	◎	◎
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	△
配置案 評価点 合計		75	75	45	35

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	小中学校案(1)	小中学校案(2)
		統合後の敷地	
		郡小及び倉小	二中
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※1	○	×※2
3. 立地条件等	②学校周辺の施設活用	×	×
配置案 評価点 合計		10	0(10)

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

※1 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※2 (倉治8丁目の住宅開発の影響を加味すると)平成44年度以降、児童生徒数の減少により、「○」となる見込み。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の120%(24,116㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)以上、120%(24,116㎡)未満の面積。
3-② 学校周辺の施設の活用	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に隣接している。	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に近接している。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。
教育環境の向上に資する公共施設等が、いずれかの学校に隣接又は近接している。	いずれの学校の周辺にも、教育環境の向上に資する公共施設等がない。